

泉佐野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的理由で結婚に踏み出せない者に、結婚に伴う新生活に係る経費を支援することにより、結婚の希望をかなえ、少子化対策の推進に資することを目的として、当該者に対し、予算の範囲内において、泉佐野市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び所得の算出)

第2条 補助金は、次に掲げる要件を満たす夫婦の一方に対し、交付するものとする。

- (1) 補助金を申請しようとする日（以下「申請日」という。）の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から申請年度の3月末日までに婚姻の届出をし、当該婚姻を継続していること。
- (2) 前号の規定による届出後、夫婦又はその一方が市内の対象住宅の住所を有する者であること。
- (3) 夫婦の所得〔申請日の属する年の前年の所得（申請日が申請日の属する年の5月末日までの場合にあつては、前々年の所得）〕の合計額が500万円に満たないこと。
- (4) 第1号の規定による届出をした日において、夫婦の年齢がどちらも39歳以下であること。
- (5) 夫及び妻が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 夫及び妻が本市の徴収金（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する本市の徴収金をいう。）に係る滞納がないこと。

2 夫婦の双方又は一方が奨学を目的とした資金を返済しているときは、第2条第3号に規定する所得の合計額から当該資金につき同号に規定する期間中に返済した額の総額を控除するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金は、結婚に伴う新生活に係る経費のうち、次に掲げる経費を対象とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が結婚を機に市内に新たに居住の用に供するための住宅（以下「対象住宅」という。）を購入又は賃貸に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

ア 対象住宅（当該住宅の所在地を住所として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第4章又は第4章の3に定める届出をしたものに限る。）の購入に要する経費であつて、申請年度の4月1日から3月末日までの間（以下「対象期間」という。）に発生したもの

イ 対象住宅の家賃、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であつて、対象期間内に発生したもの

- (2) 対象期間内の前号の規定の適用を受ける住宅へ申請者又はその配偶者の転居に係る経費

- 2 前項の規定にかかわらず、対象住宅（賃貸に限る。）において住宅手当その他これに類する金銭（次条において「住宅手当等」という。）が支給されているときは、その部分については補助金の対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助金の対象としない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、生活保護法による生活扶助又は住宅扶助が支給されているときは、その部分については補助金の対象としない。
- 5 補助金の額は、第1項各号に掲げる経費の実支出額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は60万円（30～39歳は30万円）のうちいずれか少ない額とする。
- 6 補助金の交付金額は、1世帯につき60万円（30～39歳は30万円）までとする。

（交付の申請）

第4条 申請者は、申請年度の受付開始日から3月末日までに泉佐野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、申請者夫婦が市外からの転入でない場合にあっては第2号及び第3号の書類を市長は省略させることができる。

- (1) 申請者夫婦の婚姻関係のわかる書類（戸籍全部事項証明書又は抄本等）
- (2) 申請者夫婦の住所のわかる書類（住民票等）
- (3) 申請者夫婦それぞれの所得のわかる書類（所得【課税】証明書）
- (4) 泉佐野市結婚新生活支援事業補助金誓約書（別記様式第2号）
- (5) 第3条第1項第1号に規定する住宅（賃貸に限る。）について、夫婦の双方又は一方の住宅手当等の支給の有無が確認できる書類（住宅手当支給証明書（別記様式第3号）等）
- (6) 第3条第1項各号に掲げる経費を支払ったことが確認できる領収書等
- (7) 次のア・イに掲げる場合の区分に応じ、当該ア・イに定める書類
 - ア 夫又は妻が奨学を目的とした資金を返済している場合 奨学を目的とした資金の第2条第1項第3号に規定する期間における返済額が確認できる書類
 - イ 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる場合 地域優良賃貸住宅の支援に係る部分の確認ができる書類

（交付の決定等）

第5条 市長は、交付の決定をしたときにあっては、泉佐野市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付しないことを決定したときにあっては泉佐野市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに泉佐野市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（別記様式第6号）に、第4条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決

定をしたときにあっては、泉佐野市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第7号）により、交付しないことを決定したときにあっては泉佐野市結婚新生活支援事業補助金変更不交付決定通知書（別記様式第8号）により交付対象者に通知するものとする。

（交付請求及び交付）

第7条 交付対象者は、第5条又は前条第2項の規定による泉佐野市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書又は泉佐野市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書を受けた場合は、速やかに泉佐野市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付対象者からの交付請求があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（3）この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 交付対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（定住・移住促進等施策との併用申請等）

第10条 補助金の交付を受けようとする者が、市が実施する定住・移住促進等を図るための助成等事業を併せて申請する場合、本補助金の補助対象となる経費が他事業の助成等との重複の有無を審査し、交付の決定又は交付しないことを決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。